



しあわせ
信州

労働ながの

2013

5月

NO.501

第84回メーデー開催

労働者の祭典、第84回県中央メーデーは5月1日(水)に連合長野系が長野市の城山公園ふれあい広場で、県労連系が長野市のひまわり公園で、それぞれ開催されました。

この2会場を含め、県内23会場で開催されたメーデーには、約20,000人(主催者発表)が集会やデモ行進に参加しました。

連合長野系の県中央メーデー



「働く者の連帯で、『ゆとり・豊かさ・公正な社会』を実現し、自由で平和な世界をつくらう。」をメインスローガンに開催され、4,300人(主催者発表)の働く仲間が結集しました。また、「団結の力で復興支援！」を特別スローガンに掲げ、サブスローガンとして「労働者の使い捨ては許さない！働く者のワークルール実現！生活困窮者の自立と就労支援実現！」等をアピールしました。

中山千弘実行委員長(連合長野会長)は、主催者あいさつの中で、「株高・円安が続き、景気回復への期待感が増しているが、景気回復とデフレ脱却を同時に実感する為には、勤労者の年収増を実現するとともに安定的な社会保障制度を確立する事で将来の生活に対する不安を解消する事が一番の近道だ」と訴えました。

また、昨年につづき、「被災地の復興と再生に向けた救援・支援に全力を挙げる」意思結集の場として確認するとともに、宮城・福島県内の温泉宿泊券や栄村の特産品等が当たる抽選会も行われ、集会後、参加者は、プラカード等を掲げて市内をデモ行進しました。

「働く者の団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう！」を基本テーマに、約1,500人(主催者発表)が参加して開催されました。

高村裕実行委員長(県労連議長)は、主催者あいさつの中で、「憲法改正」「実感できない景気回復」「雇用の流動化政策」などの問題に触れ、「草の根的な運動が日本の現状を打開することを確信して、政治転換の運動を巻き起こそう。」と呼びかけました。

集会では、「憲法が生きる安心・安全社会の実現」をテーマに、中小企業の現場から「消費税増税反対」、医療職場から「社会保障制度拡充」、国家公務員職場から「賃下げの悪影響」についてそれぞれ意見発表されました。また、「すべての労働者の賃上げと長時間労働の是正、安定した雇用と仕事の確保、憲法改悪阻止、社会保障拡充、震災の早期復興、原発ゼロ、TPP参加阻止、消費税大増税阻止のたたかいを前進させよう。」とのメーデー宣言を採択し、市内をデモ行進しました。

県労連系の県中央メーデー



高齢者・障害者雇用の実態を調査しました。

「長野県高齢者・障害者雇用実態調査結果」から

長野県では、民営事業所に雇用される高齢者及び障害者の雇用の実態を把握することを目的に、事業所調査を平成24年11月1日現在で実施しました。ご協力ありがとうございました。

【高齢者の雇用について】

■ 高齢者の常用労働者数

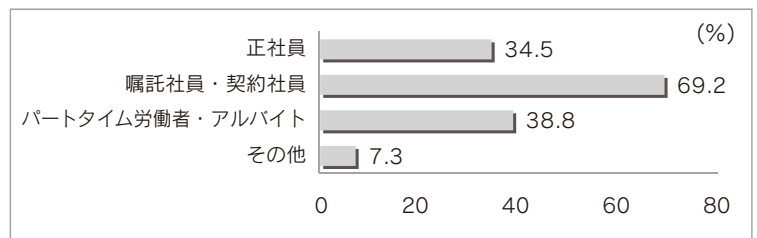
60歳以上の常用労働者の状況を見ると、普通勤務者(パートタイム労働者以外)全体に占める「60～64歳」の者の割合が5.8%、パートタイム労働者では「60～64歳」の者が占める割合は11.2%となりました。また、事業所規模別に普通勤務者の状況を見ると、60歳以上の割合は規模が小さいほど高くなりました。

		普通勤務者			パートタイム労働者		
		60～64歳	65～69歳	70歳以上	60～64歳	65～69歳	70歳以上
調査事業所計		5.8	1.3	0.4	11.2	5.1	1.8
規模別	30～49人	9.5	2.5	1.0	11.4	7.4	3.5
	50～99人	6.4	1.6	0.5	10.1	4.2	1.6
	100～299人	6.8	1.3	0.4	9.9	3.1	0.6
	300人以上	3.5	0.8	0.2	15.5	7.9	2.6

(%)

■ 継続雇用した高齢者の雇用形態

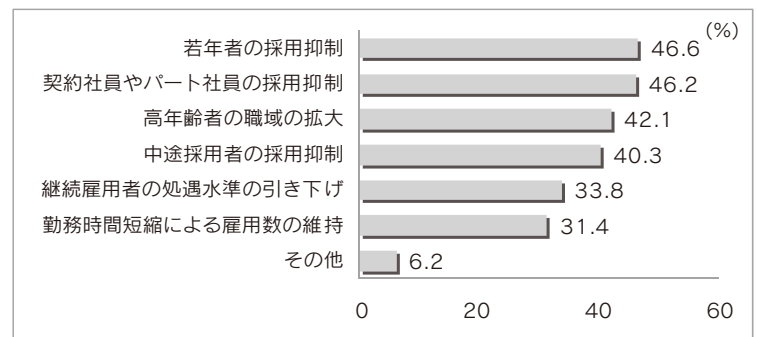
定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」がある事業所に対して、高齢者の雇用形態について尋ねたところ、「嘱託社員・契約社員」が69.2%(608件)で最も多く、次いで「パートタイム労働者・アルバイト」が38.8%(341件)、「正社員」が34.5%(303件)となりました。



継続雇用した高齢者の雇用形態(複数回答)

■ 高齢者雇用安定法の改正への対応

希望者全員の雇用確保を図る高齢者雇用安定法の一部改正(継続雇用制度の基準廃止)に伴う対応策について尋ねたところ、「若年者の採用抑制」が46.6%(135件)で最も高く、次いで「契約社員やパート社員の採用抑制」が46.2%(134件)、「高齢者の職域の拡大」が42.1%(122件)となりました。



継続雇用制度の基準廃止に伴う対応策(複数回答)

高齢者・障害者雇用実態調査の結果は、長野県労働雇用課のホームページでも公表しています。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/syokou/roko/toukei/24koureishougai.htm>

一人で悩まず相談を！労働相談のご案内

● 困った時は労政事務所へ

解雇、賃金、労働条件、職場の人間関係など労働に関してお困りでしたら、お近くの労政事務所にご相談ください。専門の相談員や労政事務所職員があなたの悩みをお聞きし、解決に向けてアドバイスいたします。相談は秘密厳守、無料です。

一人で悩まず一緒に解決しましょう！



名称	所在地	電話番号
東信労政事務所	上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内	0268-25-7144
南信労政事務所	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6833
中信労政事務所	松本市島立1020 松本合同庁舎内	0263-40-1936
北信労政事務所	長野市南長野南県町686-1 長野合同庁舎内	026-234-9532

● メールによる労働相談を実施しています

上記の労働相談の受付時間(平日の8:30~17:15)に相談できない方にもご利用いただけるよう、メールによる労働相談を行っています。秘密は厳守し、他の目的には使用しません。こちらもお気軽にご利用ください。休日(土・日・祝日、年末年始)を除いて7日以内に勤務地の最寄りの労政事務所から回答いたします。

メールによる労働相談の方法

長野県ホームページの入力フォームの画面に相談内容、必要事項を入力した上で、お勤めの場所を担当する労政事務所を選択して送信してください。

URL: <http://www.pref.nagano.lg.jp/syokou/roko/maillsoudan.htm>

なお、長野県ホームページの「目的でさがす→(相談窓口)労働に関する相談→(労働に関する相談窓口のご案内)労政事務所」又は「分野でさがす(労働・雇用)労働→(労働に関する相談窓口のご案内)労政事務所」からもリンクします。

ながのパーソナル・サポート・センターについて

就労を希望しながら複数の問題を抱える方に対し、制度を横断した相談と各種支援策のコーディネートをきめ細かく行う「パーソナル・サポート・センター」を県下4地域に設置しておりますので、皆さまのご利用をお待ちしております。

センター	所在地	電話	相談日
長野センター	長野市新田町1482-2 (もんぜんぶら座 裏手南側)	026-262-1001	月~金 9:30~17:00
松本サテライト	松本市出川町17-27 *H25.4月に移転しました。	0263-88-3444	
上田サテライト	上田市中央4-9-1 「ジョブながのライフサポートセンター上小」内	0268-75-8041	
飯田サテライト	飯田市高羽町6-1-3 *H25.4月に移転しました。	0265-49-8889	

長野技能五輪・アビリンピック 2012 で活躍した

“わざまる” がものづくりの人材育成を応援します!!

昨年 10 月に開催された「長野技能五輪・アビリンピック 2012」の公式キャラクター“わざまる”が今度は『長野県ものづくり人材育成応援キャラクター』として任務を背負い活動することとなりました。

これからも WAZACAN 出前講座や各地域で開催されるものづくりのイベントでお会いしましょう!

ものづくりのイベント等で“わざまる”の出演等を希望される方は、

下記ホームページのわざまるサイトからお問合せください。

<http://www.waza-can.com/2010wazacan/wazamaru/>

○お問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2

長野技能五輪ムーブメント推進委員会

(事務局 長野県商工労働部 人材育成課内)

電話 026-235-7202 Eメール: jinzai@pref.nagano.lg.jp



わざまる

長野県労働委員会ニュース

○公益委員が 1 名辞任したことに伴い新しく選任されました。

新公益委員 長瀬 一治 (ながせ かずはる) さん

(信州大学経済学部 経済システム法学科 教授)



※第 42 期長野県労働委員会委員

任期は平成 24 年 4 月 21 日から平成 26 年 4 月 20 日までの 2 年間です。

会長は土屋 準氏、会長代理は中村 田鶴子氏 です。

○労使紛争をさらに迅速に解決するために、不当労働行為の救済申立から終結までの目標期間を「1 年 6 か月以内」から「1 年以内」に短縮しました。

○ご存じですか? 「労働委員会」 ～雇用のトラブル まず相談～

「労働委員会」とは、労働組合法の規定に基づき設置されているもので、公正な立場で労働者と使用者間での紛争を迅速・円満に解決する専門的かつ独立の権限を持った行政機関です。

労働委員は、大学教授や弁護士など学識経験者から選ばれた公益委員、労働組合から推薦された労働者委員、そして使用者団体から推薦された使用者委員の三者で構成され、それぞれ 5 名の計 15 名の専門家が知事より任命されています。

具体的な役割は、①不当労働行為の申立てに対し審査し、是正命令・棄却などの判定を下すこと

②労働組合の資格審査

③組合と使用者の間の労使紛争に対する、あっせん・調停・仲裁

④労働者個人と使用者の間の労使紛争に対する、あっせん などを行っています。

組合、労働者個人、使用者を問わずご利用いただけますので、お気軽にご相談ください。

(手続きは簡単・無料・秘密厳守)

お問い合わせ先

長野県労働委員会事務局 (長野県庁 8F) Tel : 026-235-7468

E-mail : roi@pref.nagano.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kashokai.htm>

労働ながの

編集発行人: 長野県商工労働部労働雇用課長 濱村 圭一

発行所: 長野県商工労働部労働雇用課

〒380-8570 (住所不要)

TEL 026-235-7119 FAX 026-235-7327 E-mail: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

労働ながのは県HPにも掲載しています!

<http://www.pref.nagano.lg.jp/syokou/roko/m/rounaga1.htm>

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております!